

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和7年5月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400089 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500001 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額を 11 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 7 月

請求期間について、A 社から賞与が支給されていたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 A 社に係る平成 21 年 7 月の賞与については、既に訂正請求に対する決定が行われた複数の事案において、次のような事情が確認されている。

A 社の代表清算人であった者（請求期間当時の同社の取締役であり、その後の代表取締役。以下「代表清算人」という。）は「平成 21 年 7 月の賞与については、分割し同年 7 月分から同年 12 月分までの給与に上乗せして支給した。また、賞与支払日を平成 21 年 12 月 30 日として健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に提出したと記憶している。」旨を回答しており、また、同社における請求期間当時の給与事務及び社会保険事務担当者（以下「事務担当者」という。）は、「経営悪化による資金不足のため、平成 21 年 7 月に支払うべき賞与については、各従業員の賞与額によって、賞与総支給額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大 6 回に分割し、同年 7 月分から同年 12 月分までの給与に上乗せし

て支給した。また、賞与支払届についても、平成 21 年 7 月支給として届出を行うと、すぐに保険料を請求され資金不足で会社が倒産することになるため、遅らせて同年 12 月 30 日を賞与支払日として届け出た。平成 21 年 7 月の賞与の支給があった従業員全員について、当該取扱いが行われている。」旨を回答している。

また、請求期間当時、A社に勤務していた同僚が所持している同社が交付した平成 21 年 4 月 4 日付けの「給与、賞与改定通知書（通知）」には、同社の経営が厳しい状況であることから、賞与については、「支給月にて一括支給」ではなく、「支給月より分割（6回）にて毎月支給とする。」旨が記載されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚が所持している平成 21 年 7 月の賞与に係る支給明細書及び同年 7 月分から同年 12 月分までの給与に係る支給明細書並びに給与等の振込先口座に係る預金通帳等の取引履歴から、平成 21 年 7 月の賞与については、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大 6 回に分割され、平成 21 年 7 月分給与（支給日は同月 31 日）から同年 12 月分給与（支給日は同月 30 日）において各月に「前月繰越額」として上乘せして支給されていたことが確認できる一方で、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成 21 年 12 月 30 日を賞与支払日とする賞与が支給された形跡は見当たらない。

加えて、上記の日本年金機構が保管する賞与支払日を平成 21 年 12 月 30 日とする賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給額と一致する賞与額が記載されていることが確認できる。

なお、日本年金機構から回答があった「賞与が分割支給された場合における賞与支払届等の取扱いについて」によれば、事業主の金銭的な都合により、賞与が月をまたいで分割支給された場合には、分割分をまとめて 1 回とし、本来、支給されるべき日に支払われた賞与として標準賞与額を決定し、保険料を算定することになる。

これらを踏まえると、賞与支払日を平成 21 年 12 月 30 日として賞与支払届が提出されたことは誤りであり、事業主は、賞与支払日を平成 21 年 7 月 31 日とする賞与支払届を提出する必要があったものと判断できる。

- 2 本件においては、オンライン記録によると、請求者は、平成 21 年 11 月 10 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、当該喪失に係る届出は、平成 21 年 12 月 30 日を賞与支払日とする賞与支払届よりも後に提出されたため、当該賞与支払届に基づく記録が遡って取り消されることとなったものであるが、上記 1 の事情を踏まえると、当該賞与支払届は、正しくは平成 21 年 7 月 31 日を賞与支払日として提出する必要があったものであるから、請求者は、A 社から平成 21 年 7 月 31 日を賞与支払日とする 11 万 9,000 円の賞与の支給を受け、当該賞与から標準賞与額 11 万 9,000 円に見合う厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、請求期間当時の代表取締役からの回答は得られないが、上述のとおり、代表清算人及び事務担当者は、請求期間に係る賞与について、賞与支払日を平成21年12月30日として賞与支払届を社会保険事務所に対し提出した旨を回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管している一方で、平成21年7月を支払月とする賞与支払届を受付した事跡はない旨を回答していることから、社会保険事務所は、請求者の平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400115 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500003 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 30 年 12 月 31 日の標準賞与額を 9 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 31 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 30 年 12 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 30 年 12 月 31 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 31 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 12 月 31 日

A 社から請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 日本年金機構が保管する請求者に係る賃金台帳及び請求者が提出した預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保

険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記貸金台帳及び預金通帳の写しにより確認できる厚生年金保険料控除額から、9万6,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めており、当該期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年3月12日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、上記貸金台帳により確認できる賞与支給額から、請求者のA社における標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400113 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500002 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

A 社に平成元年 3 月末日まで勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと認識しているが、厚生年金保険の記録では、同社に係る被保険者資格の喪失年月日が同月 21 日と記録されており、請求期間が空白となっているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社における退職年月日は平成元年 3 月 31 日であり、同月分の厚生年金保険料が給与から控除されているとして、支給年月を「1 年 2 月分」、「1 年 3 月分」及び「1 年 4 月分」とする 3 か月分の給与明細書を提出した上で、被保険者資格の喪失年月日を同年 4 月 1 日に訂正することを求めているところ、請求者が提出した「1 年 4 月分」の給与明細書により、厚生年金保険料として 1,984 円を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 14 条第 2 号では、資格喪失の時期について、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失する旨規定されているところ、請求者のオンライン記録によると、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成元年 3 月 21 日と記録されている。当該記録は、請求者の同社における雇用保険の離職年月日（平成元年 3 月 20 日）と符合している上、当時の同社の事務担当者は、退職日の決定方法について、「従業員が希望する日を退職日としており、その退職日は退職願等の書類で確認していた。雇用保険の離職年月日とは別の時期に厚生年金保険の資格を喪失させることは絶対なかった。」旨陳述している。

また、A 社の元事業主は、「A 社は平成 28 年頃に破産したため全ての資料を破棄しており、手元がないので、請求者の在籍期間について回答することは不可能である。」

旨回答している上、請求期間当時に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を有する同僚 20 人に照会したが、請求者の退職年月日及び請求期間に係る厚生年金保険の加入状況について具体的な回答を得ることはできないことから、請求者の同社における退職年月日及び請求期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、「1年4月分」の給与明細書には、基本給、健康保険料、厚生年金保険料、出勤日数、有休日数等が記載されているところ、出勤日数は3日、有休日数は1日とされ、合わせて4日分の給与が支給されていたことがうかがわれるものの、これらの内容のみでは、請求者が平成元年3月31日までA社に勤務していたことまでは判断できず、ほかに請求者が同月31日まで同社に勤務していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

したがって、雇用保険の離職年月日及び上記の事務担当者の陳述内容からしても請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成元年3月21日であり、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたとは判断できないことから、請求者のA社における被保険者資格の喪失年月日を平成元年4月1日とすることを認めることはできない。

なお、厚生年金保険法第19条第1項及び同法第81条第2項の規定によれば、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入し、保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき徴収するものとされているところ、請求者のA社に係る被保険者資格の喪失年月日は平成元年3月21日であり、同年3月は保険料の徴収対象とならないため、たとえ徴収対象とならない保険料が請求者の給与から控除されていたとしても、これを被保険者期間として認めることはできない。